法人番号を持つ法人の退職所得にかかる市民税・県民税の納入について

マイナンバー制度の施行により、平成28年1月1日以後、退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書（以下、納入申告書）に法人番号又は個人番号の記載が必要となります。法人番号をお持ちの法人は、こちらの納入申告書にご記入のうえ当市へご提出いただくか、すでに当市指定の納入書をお持ちの場合は、納入書裏面の納入申告書にご記入のうえ納入してください。

なお、特別徴収義務者が**個人事業主**である場合は、こちらの納入申告書ではなく、**個人事業主用**の納入申告書をご使用ください。

※退職所得にかかる市民税・県民税の納入は、給与から特別徴収した税額とともに特別徴収納入書を使用して納入してください。特別徴収を行っていない場合は、納入書を送付いたしますので、当市までご連絡ください。

〇記入にあたっては、以下の点にご注意ください。

①小山市から付与されている指定番号を記入してください。

②法人番号を記入してください。

③退職手当等から市民税・県民税を特別徴収した月分及び支給した人の人数を記入してください。

④支給した退職手当等の合計金額を記入してください。

⑤退職した人について、退職手当等の支払金額から算出したそれぞれの市民税・県民税の合計額を記入してください。

⑥各退職者別に、内訳を記入してください。

連絡先
小山市役所　市民税課
市民税係
電話　0285-22-9424

小山市長あて

年　月　日提出

退職所得にかかる市民税・県民税 納入申告書

受付印

特別徴収義務者	住所（所在地）		① 指定番号
	氏名（名称）		担当部署名・氏名
	② 法人番号		電話番号 (　)

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により
下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

③ 年　月分	④ 退職手当等支払金額		億 千 百 十 万 千 百 十 円
人員　人	⑤ 特別徴収税額	市民税	
※下欄に内訳を必ず記入してください。		県民税	

⑥ 納税義務者別内訳	1月1日の住所	小山市	氏名		区分	一般・障がい
	退職手当等支払金額	円	勤続年数	年　ヶ月	備考（他の退職手当等）	
	うち特定役員退職手当等支払金額	円	うち特定役員等勤続年数	年　ヶ月		
	特別徴収税額	市民税　円	県民税	円		
	1月1日の住所	小山市	氏名		区分	一般・障がい
	退職手当等支払金額	円	勤続年数	年　ヶ月	備考（他の退職手当等）	
	うち特定役員退職手当等支払金額	円	うち特定役員等勤続年数	年　ヶ月		
	特別徴収税額	市民税　円	県民税	円		

※給与からの市民税・県民税の特別徴収が中止になる場合は特別徴収に係る異動届出書と合わせてご提出ください